

ワイルドライフマネジメント（野生動物保護管理）とは何か

日本獣医畜産大学 野生動物学教室 羽山伸一

1. シカは増えたのか

シカはもともと平野の生き物だった。そのためわが国における農民の歴史は、野生動物との闘いの歴史でもあった。とくに近代の山村では、莫大な資金と労力をかけて長大な「シシ垣」を造営し、また「鳥追い」や「シシ番」といった見張りを立てた。神奈川県でも江戸期の古文書には、現在の湘南海岸や横浜駅周辺でもシカによる農業被害の訴えが書き残されている。この当時、関東平野で数万頭のシカが群れをなしていたと推測される。

しかし、明治期に入って野生動物の乱獲が起こり、有害鳥獣はことごとく人里から絶滅に追いやられてしまった。この過程で、トキやコウノトリをはじめ、オオカミ、カワウソなども滅ぼされていったのである。それでもシカやサルのように山奥に逃げ込めた動物たちはひっそりと生き残ることができた。

そして彼らにとって最後の砦だった森が、第2次世界大戦後の拡大造林政策によって未曾有の変貌をとげた。まず、スギやヒノキなどの人工林造成によって森林は一時的に草原となった。シカやカモシカのような草食動物は、これが幸いして個体数を増やすことができた。とくにシカは栄養状態が良くなると爆発的に増えることができる。

丹沢山地でも同様のことが起こったと見えて、終戦直後には絶滅寸前と言われていたシカが、この時期に丹沢一帯に分布を拡大した。当然、冬には餌不足になるため、せっかく植えた苗木を食べるものも出てくる。神奈川県では、シカと林業を共存させるために、「シカ柵」を造林地の周囲に張り巡らせた。この結果、シカが暮らせる場所は林業に適さない、標高の高い地域に限られることになった。

ところが、このような高標高地域は、もともとシカが生息する場所ではない。植物の生産力も低く、シカのような大食漢の草食動物を養うことはできなかった。そもそもこのような場所にシカのような動物を閉じ込めたことが失敗だったのだが、1990年ころから丹沢の高標高地域では、シカによる植生への影響が深刻となってきた。

かつて、こうした地域でシカの姿をみることは少なかったため、「シカが異常に増えている」と思われる方も多いだろう。しかし、それは私たち人間がシカの本来の生息場所を奪った結果であることを理解しなければならない。しかも、増えたといってもこの高標高地域のシカは1000頭足らずの集団である。これを下回ると野生動物は絶滅する恐れさえあるのだ。

2. どうすればよいのか

では、このまま丹沢のシカを放置できるだろうか。すでに、いくつかの希少な植物がシカによって影響を受けている。フェンスを張り巡らすことで、なんとか絶滅は免れているが、それだけで対応するには限界がある。一方で、丹沢の高標高地域は国定公園の特別保護地域に指定されていて、本来なら草木1本採取もできないところである。いくらシカの影響が大きいからといって、簡単に間引くことはできない。

結局、シカを含めた丹沢の自然を守るために私たちが選択できるのは、国定公園全体のシカの数を変化させることなく、シカを山から下ろすことしかない。つまり、シカの分布の中心を高標高地域から低・中標高地域へ移すというものである。そのためには、現在のスギやヒノキの人工林地帯でシカの食料となる植物を増やさなければなるまい。一方で、高標高地域では失われた植生を回復させるための事業を行う必要がある。その過程で、場合によってはシカを捕獲する必要も出てくるだろう。

このように、丹沢のシカ問題は、もはやシカだけの問題にとどまらず、土地利用の変更や他の生物種の回復といったさまざまな課題に取り組まなければ解決できないことがわかってきた。いずれにせよ、これから神奈川県は、科学的なデータに基づいて慎重にことをすすめる必要がある。

3. ワイルドライフマネジメントとはなにか

前述のように、野生動物に焦点をあて、生態系全体を考えて保全していくことを、ワイルドライフマネジメントという。別の言い方をすれば、人間、野生動物、

土地(生息地)の関係を適切に調整することである。しかしこれは、単にこれらの関係を調整するための科学や技術を意味するにとどまらず、人間社会さらには地球環境まるごとを経営する思想であり、システムである。ちなみに、わが国の行政では、ワイルドライフマネジメントを野生動物保護管理と訳している。

これまでの野生動物による被害対策は、一般に駆除などによって個体数を減少させることに終始してきた。しかし、これではその地域から対象動物を絶滅させない限り、被害をなくすことはできない。それに対して、ワイルドライフマネジメントでは、科学的な調査に基づき、多様な手法で合意形成された目標を計画的に達成させる。こうしたシステムをわが国に導入することで、被害問題を解決するばかりではなく、地域の野生動物や自然を健全に保全することが可能になると期待されているのだ。

ワイルドライフマネジメントでは土地利用の制御が重要なのだが、わが国の法制度では、土地所有者に野生動物への配慮義務があるわけではない。本来は、ワイルドライフマネジメントはランドマネジメント(土地管理)の一部であり、土地所有者や土地利用計画権者が主体的に行うべきものなのである。

ところが、わが国では野生動物個体群の制御の所轄が環境省、生息地の制御の所轄が農林水産省や国土交通省というように、必要な権限が乖離しているので、ワイルドライフマネジメントを実行するには、土地の所有者や土地利用計画権者(官庁)の参加と多様な主体との合意形成をはかることなどを法的に裏付けたくみが求められてきた。ようやく、1999年の鳥獣保護法改正で新設された特定鳥獣保護管理計画制度(以下、特定計画制度)は、こうした機能をもった制度と位置付けられる。

4 制度としてのワイルドライフマネジメント

野生動物をはじめ、森林や河川などの自然を相手にしたマネジメントでは、当初の計画を実行しながら必ず科学的なモニタリングを行い、その計画を評価して必要があれば見直す(フィードバック)という、試行錯誤を取り入れた循環型のシステムのほうが破滅的な失敗を防ぎやすいので、合理的である。なぜなら、自然の持つ特性として、われわれは自然をすべて理解できるわけではなく(不可知性)、また自然の変化は予測不能なこと(非定常性)が多いからである。こうした、状況に応じて軌道修正するシステムを順応可能な管理(adaptive management)と呼び、今日では広く自然生態系のマネジメントに応用が検討されている。

従来、行政判断には誤りがないという前提で、開発計画などの多くは一旦決まると歯止めがかからなかった。ところが、自然相手の計画は、そもそも人知を超えたものと認識されるようになり、計画が不確実であることが当然となってきた。しかしながら、このようなシステムを行政が取り入れるには、その計画の不確実性を補完する説明責任が必要となる。また、十分な情報公開のもとで、計画への市民参加を保証しなければ、納得は得られない。自然に関わる問題で、このような仕組みを制度化したものは未だに少ないが、前述した特定計画制度はそのひとつとして位置づけられる。

改正鳥獣保護法では、おもに人間との軋轢がある特定の野生動物個体群を対象に、知事が任意で特定計画を策定できるようになった。この計画を策定することで、知事は法に定めた捕獲規制を変更できるが、前述したような仕組みを整備しなければならない。また、野生動物個体群は複数の自治体にまたがって生息していることが普通で、その計画制度には共通した一定の基準が必要とされることから、環境省が示す種別マニュアルをもとに特定計画を策定することとなっている。

5 丹沢シカ保護管理計画

神奈川県では、丹沢大山保全計画によって、シカ個体群の保全と自然植生の回復が政策目標となった。そのための事業計画を検討する過程で、前述の鳥獣保護法改正があり、丹沢地域個体群を対象とした特定鳥獣保護管理計画を2002年度中に樹立することになった。

この計画の実行によって、科学的なデータに基づき、市民の参加と合意によって丹沢の再生が期待される。しかし、その成否は、行政の取り組みもさることながら、県民の監視と積極的な意思表示にかかっている。しかも、ここまで病んでしまった丹沢の再生には、おそらく多くの労力と資金も必要となるだろう。NGO、一般市民、行政、研究者など、多様な主体の役割分担も明確にしてゆかなければならないだろう。

今後、この計画案が公表され、パブリックコメントに付されることになるだろうが、丹沢の自然と県民の未来のために、多くの意見を寄せていただけることを期待したい。

参考文献

羽山伸一(2000) 野生動物問題 250pp 地人書館 東京

羽山伸一(2000) 野生鳥獣被害対策から見た鳥獣保

護法改正とワイルドライフマネジメント 畜産の研
究 54(1) 196-202

羽山伸一・坂元雅行(2000) 鳥獣保護法改正の経緯
と評価 環境と公害 29(3): 33-39.

